

# 仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱

(平成25年3月28日環境局長決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成15年法律第130号。以下「法」という。)第20条第1項に規定する環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)の認定について、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則(平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (認定の申請)

- 第2条 法第20条第1項の認定の申請をしようとする者は、体験の機会の場認定申請書(様式1)に、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 施行規則第9条第2項第十一号の規定によるその他参考となるべき事項を記載した書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 施行規則第9条第2項第六号及び第十一号の規定による措置に係る、事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険等への加入状況がわかる証書等の写し
  - (2) 第7条各号に規定する事項の遵守を誓約する書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、法第20条第1項第一号、第三号及び第四号に掲げる要件(以下「要件」という。)に照らし、書類等の審査を行うとともに、認定に必要な限度において、体験の機会の場に関連する施設等の調査を、その職員にさせることができる。

## (認定の通知等)

- 第3条 法第20条第6項の通知は、体験の機会の場認定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 法第20条第7項の通知は、体験の機会の場不認定通知書(様式第3号)により行うものとする。

## (認定の有効期間)

第4条 法第20条の2の認定の有効期間は、原則として、当該認定の日から起算して5年とする。ただし、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業のために当該体験の機会の場を提供する期間(以下「提供期間」という。)の終期が、当該認定の日から起算して5年を経過した日より前に到来する場合の有効期間は、当該認定の日から提供期間の終期までとする。

## (変更の届出等)

- 第5条 体験の機会の場の認定を受けた民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、法第20条第8項の規定による事由が発生した場合、同条第三号に掲げる事項に変更のあった日及び体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して原則として30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 前項のうち、変更にかかる届出にあたっては、認定体験の機会の場変更届出書(様式第4号)により、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係るものを添えて行うものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により届出された事項が要件に適合すると認める場合は、(様式第5号)により通知を行うものとする。
- 4 第1項のうち、認定体験の機会の場の提供を行わなくなった場合の届出にあたっては認定体験の機会の場廃止届出書(様式6号)により行うものとする。

(更新の申請)

- 第6条 法第20条の2第2項の有効期間の更新を受けようとする者は、原則として有効期間の満了日の60日前までに認定体験の機会の場更新申請書(様式第7号)に、施行規則第9条第2項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、第2条第3項の規定を準用して審査を行ったうえ、有効期間の更新を適当と認める場合は体験の機会の場認定更新決定通知書(様式第8号)により、また不適当と認める場合は体験の機会の場認定不更新決定通知書(様式第9号)により、それぞれ通知するものとする。
  - 3 第1項に掲げる更新の際の有効期間は、第4条の規定を準用する。

(遵守事項)

- 第7条 体験の機会の場の認定を受けた民間団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 1 認定を受けた体験の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置を十分に講じること。
  - 2 認定体験の場の提供において生じた事故や問題(以下「事故等」という。)には自ら適切に対処すること。
  - 3 第9条の規定による報告若しくは資料の提出、又は調査を求められたときは、これに協力すること。
  - 4 宮城県暴力団排除条例を遵守すること。

(認定体験の機会の場にかかる周知等)

- 第8条 市長は、第5条第1項の届出について、変更の届出について受理した内容が要件に適合すると認めるとき、並びに認定体験の機会の場の提供を行わなくなった場合の届出を受理したときは、法第20条の3第1項の規定を準用する。

(運営状況の報告)

- 第9条 法第20条の4第1項の規定による報告は、毎年、認定民間団体等の事業年度(以下「年度」という。)毎に認定に係る体験の機会の場で行う事業(以下「事業」という。)の実施の状況について、原則として年度終了の日から起算して3ヶ月以内に、認定体験の機会の場実績報告書(様式第10号)を市長に提出して行うものとする。
- 2 前項の報告は、前年度における事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況および収支決算の報告が困難であるときは、市長が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。
  - 3 市長は、認定民間団体等に対し、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、原則として事故等の発生から起算して30日以内に、事故発生報告書(様式第11号)による報告を求めるものとする。

(認定の取消し)

第10条 法第20条の6第2項の規定による通知は、体験の機会の場合認定取消通知書(様式第12号)により行うものとする。

2 市長は第7条第1項及び第2項に掲げる事項が遵守されず、要件のうち施行規則第8条第1項第1号、同条第2項に掲げる要件に適合していることが確認できないときは、法第20条の6の規定により認定を取り消すことができる。

3 市長は、第7条第3号に規定する事項のうち調査に係る事項が遵守されず、要件に適合していることが確認できないときは、法第20条第6号の規定により認定を取り消すことができる。

4 市長は、認定を取り消したときは、法第20条の3第1項の規定を準用する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、体験の機会の場合の認定について必要な事項は、環境局環境部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

## 体験の機会の場認定申請書

※整理番号

平成 年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び 所在地	(名称)  (所在地)
体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の内容	
体験の機会の場で行う環境 保全の意欲の増進に関する 事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のた めに体験の機会の場を提供 する期間	年 月 日から 月 日まで

### 備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでない旨を説明すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 体験の機会の場合認定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

平成 年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、下記のとおり認定しましたので通知します。

平成 年 月 日

仙台市長 印

1 申請者氏名又は 名称及び住所 (法人その他の団体の 場合は代表者氏名)	
2 体験の機会の場合 の名称及び所在地	
3 体験の機会の場合 で行う環境保全の意 欲の増進に関する事 業の内容	
4 有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

### <留意事項>

- (1) 認定に係る体験の機会の場合で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を、認定体験の機会の場合実績報告書（様式第 10 号）により行うこと。（団体等の事業年度終了後 3 ヶ月以内。）
- (2) 上記認定内容を変更したとき、または体験の機会の場合の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して 30 日以内に仙台市長あてにその旨を申し出ること。

## 体験の機会の場不認定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

平成 年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の理由により交付できませんので通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第6条に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、仙台市長に対して異議申立てを行うことができます。

平成 年 月 日

仙台市長

印

### 記

1 対象となる体験の機会の場の名称、事業内容

2 不認定の理由

## 認定体験の機会の場合変更届出書

※整理番号

平成 年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条第 3 項に掲げる事項を変更したので、同上第 8 項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の名		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		
変更の理由		

### 備考

- 届出者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 「体験の機会の名」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 体験の機会場の認定（変更）通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

平成 年 月 日付で変更申請のありました標記の申請について、仙台市環境保全の意欲に係る体験の機会場の認定実施要綱第5条第3項により通知します。

平成 年 月 日

仙台市長 印

1 申請者氏名又は 名称及び住所 (法人その他の団体の 場合は代表者氏名)	
2 体験の機会場の 名称及び所在地	
3 体験の機会場で 行う環境保全の意 欲の増進に関する事 業の内容	



## 認定体験の機会の場合廃止届出書

※整理番号

平成 年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名

印

申請者

住所

認定体験の機会の場合を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場合の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

### 備考

- 届出者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 認定体験の機会の場合更新申請書

※整理番号

平成 年 月 日

仙 台 市 長 殿

氏名 印

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 20 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の名義及び所在地	(名称)  (所在地)
体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

### 備考

- 1 申請者が法人その他の団体にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 体験の機会の場認定更新決定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

平成 年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、下記のとおり有効期間の更新を決定しましたので通知します。

平成 年 月 日

仙台市長 印

1 申請者氏名又は 名称及び住所 (法人その他の団体の 場合は代表者氏名)	
2 体験の機会の場 の名称及び所在地	
3 体験の機会の場 で行う環境保全の意 欲の増進に関する事 業の内容	
4 有効期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

### <留意事項>

- (1) 認定に係る体験の機会の場で行う事業について、実施団体等の年度終了ごとに当該年度の実施状況及び当該事業に係る収支決算の報告を、認定体験の機会の場実績報告書（様式第 10 号）により行うこと。（実施団体等の事業年度終了後 3 ヶ月以内。）
- (2) 上記認定内容を変更したとき、または体験の機会の場の提供を行わなくなったときは、変更及び提供を行わなくなった日から起算して 30 日以内に仙台市長あてにその旨を申し出ること。

## 体験の機会の場更新不決定通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

平成 年 月 日付で申請のありました標記の申請について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第20条第1項及び同条第2項の規定に基づき、下記の理由により有効期間の更新を認定できませんので通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第6条に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、仙台市長に対して異議申立てを行うことができます。

平成 年 月 日

仙台市長

印

### 記

1 対象となる体験の機会の場の名称、事業内容

2 不認定の理由

様式第10号

仙台市長 殿

住 所

氏 名

平成 年度 認定体験の機会における事業実績報告について

平成 年 月 日付け仙台市（ ）指令第 号で認定を受けた平成 年度体験の機会の場合

に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 事業実績報告書
  - (1) 事業内容
  - (2) 実施日
  - (3) 利用者数
  - (4) 組織体制（事業実施、安全管理、建物・土地の維持管理等）
  - (5) その他実施に関する事項
  
- 2 収支実績

事故等発生報告書

※ 整理番号

年 月 日

仙台市長 殿

申請者 氏名 印  
住所

仙台市環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱第 9 条第 3 項の規定により、認定体験の機会の場の提供において事業の参加者及び実施者に生じた事故等について報告します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
事故の概要	
被害状況	
対応等	
対策	
その他	

備考

- ※の欄には、記載しないこと。
- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 氏名（法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人その他の団体にあつては、その代表者）が署名することができる。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 記入欄は必要に応じて調整すること。また、欄が足りない場合は別添に代えることが出来る

## 体験の機会場の認定取消通知書

仙台市（ ）指令第 号

様

平成 年 月 日付で認定した体験の機会場について、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 20 条の 6 第 2 項の規定に基づき、認定を取り消しましたので通知します。

なお、この決定に不服のある場合は、行政不服審査法第 6 条に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、仙台市長に対して異議申立てを行うことができます。

平成 年 月 日

仙台市長

印

### 記

1 取消しの対象となる体験の機会場の名称及び事業の名称

2 取消しの理由